

令和7年12月  
堺市

## 工事費内訳書における材料費、労務費等の明示について（通知）

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）による、改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が、令和7年12月12日に施行されました。

改正後の入札契約適正化法第12条では、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないことが規定されました。

建設工事の入札に当たっては、法改正の内容を把握のうえ、適切に工事費内訳書を作成いただくようご留意ください。

### 【参考】

○工事費内訳書に記載する必要がある項目

・材料費

・労務費

・法定福利費

（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）

・安全衛生経費

（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）

・建設業退職金共済契約に係る掛金

（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るもの）

※なお、当面の間は工事費内訳書における、これらの項目の不備（記載漏れ等）のみを以て入札無効とは取扱いません。

○公共工事の発注における入札金額の内訳について（国交省）

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const Tk1\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const Tk1_000101.html)

○内訳書の記載例

別添1：土木工事で用いられる内訳書の例

別添2：建築工事で用いられる内訳書の例

【関係法令抜粋】

＜公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律＞

（入札金額の内訳の提出）

第十二条

建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

＜公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律施行規則＞

（適正な施工を確保するために不可欠な経費）

第一条

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十二条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。

- 一 法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）
- 二 安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）
- 三 建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金